

酒田市告示第 5 6 0 号

別紙 2

行旅人及び行旅死亡人取扱法（明治 3 2 年 3 月 2 8 日法律第 9 3 号）第 9 条の規定により、
行旅死亡人取扱に関して下記の通り告示する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

酒田市長 矢口 明子

記

本籍、住所及び氏名

不詳

年齢、性別及び職業

年齢：不詳（中年から高年と推定）

性別：男性

職業：不詳

人相及び特徴

人相：不詳

身長：1 6 6 センチメートル

一部白骨化

着衣および所持品

着衣：なし

所持品：なし

死体発見の日時

令和 6 年 7 月 1 6 日午前 9 時 3 5 分頃

死体発見の場所

酒田市大浜 2 丁目 2 番 4 8 号東西オイルターミナル株式会社酒田油槽所から西方
図測 8 0 0 メートル先酒田港内南防波堤消波ブロック上

死体の処置

令和 6 年 7 月 1 8 日 山形大学医学部法医学講座解剖室にて司法解剖実施

令和 7 年 3 月 1 9 日 酒田市斎場にて火葬

死亡の原因及び年月日

死亡の原因：不詳

死亡年月日：不詳

引取人の状況

酒田市長 矢口 明子